

京都市伝統的な木造建築物の保存及び活用に関する条例第2条第2項第1号キの規定により、下記の建築物を平成25年9月27日付で同条例の対象建築物として指定しましたので、公告します。

平成25年10月2日

京都市長 門川大作

1 建築物の名称

何有荘洋館

2 建築物の所在地

京都市左京区南禅寺福地町45番地，46番地ほか

3 建築物の概要

ア 構造 木造

イ 建築年代 1916年（大正5年）

ウ 階数・形式 二階建・洋風

（都市計画局建築指導部建築指導課）